

成人歯科健康診査及び歯周疾患改善指導における杉並区との相互乗り入れについて

1 主旨

区は、健康増進法等に基づき、40歳から70歳の5歳刻みの区民を対象に、むし歯や歯周病の予防、早期発見・早期治療等を目的として成人歯科健康診査及び歯周疾患改善指導（以下「成人歯科健康診査等」という。）を実施している。

成人歯科健康診査等は、区民が身近な歯科医療機関で受診できるよう、現在、世田谷区歯科医師会及び玉川歯科医師会への委託により実施している。

この間、区民の利便性をより高めることを目的として杉並区及び杉並区歯科医師会と乗り入れに向けた調整を進めてきたが、このたび協議が整ったため成人歯科健康診査等の相互乗り入れを開始する。

2 事業概要

区民が、杉並区指定歯科医療機関において成人歯科健康診査等を受診できるよう、区は、杉並区歯科医師会と委託契約を締結する。

同様に、杉並区は、世田谷区歯科医師会と委託契約を締結する。

3 対象者

40歳から70歳の5歳刻みの区民のうち、杉並区指定歯科医療機関で受診を希望する方 約100人（見込み）

4 指定歯科医療機関数（予定）

世田谷区民を受け入れる杉並区指定歯科医療機関	35か所
杉並区民を受け入れる世田谷区指定歯科医療機関	58か所

5 開始時期

令和4年6月1日

6 杉並区歯科医師会への健診委託経費（概算）

1,007千円

※委託単価は区内歯科医師会と同額。

7 周知方法

令和4年5月末以降に対象者へ送付するご案内に掲載予定

8 今後のスケジュール（予定）

令和3年 12月～

令和4年	1月	杉並区歯科医師会へ事業詳細等説明
	4～5月	歯科医療機関向け乗り入れ説明会開催
	5月	委託契約締結
	6月	相互乗り入れ開始